広島県呉市

報道発表資料

令和6年10月16日
教育委員会教育部学校教育課
☎0823-25-3402

損害賠償請求事件の訴状について

令和６年８月１４日付けで，呉市を被告とし，国家賠償法第１条第１項に基づく損害賠償請求権に基づき，２７５万円の支払を求める訴状が広島地方裁判所呉支部に提出され，９月２１日に口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状の送達を受けました。

なお，本件は広島地方裁判所呉支部により訴訟記録の閲覧等制限が決定されていることに鑑み，呉市としても訴状の趣旨等についての記載は差し控えさせていただきます。

※　閲覧等制限とは，訴訟記録中に当事者の私生活上の重大な秘密，当事者が保有する営業秘密等が記載又は記録されている場合に，当該部分の閲覧若しくは謄写，その正本，謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を，訴訟の当事者だけに限る措置です。

広島地方裁判所呉支部により本件訴訟記録の閲覧等制限が決定されていることに鑑み，個人情報保護の観点から，事案内容については触れられませんが，呉市教育委員会教育長として責任を痛感しております。

今後，訴訟については，適切に対応してまいります。

呉市教育委員会教育長

寺本　有伸

お願い

各位におかれましては，個人情報保護及び風評被害防止について格段のご配慮をお願いいたします。